

の位置を示す図面が必要です。所定の届出様式がありますので、詳しくは左記までお問い合わせください。

■問い合わせ

吾北総合支所森林政策課

☎867-2322

産業経済課

☎893-1115

本川総合支所産業建設課

☎869-2115

お知らせ
中学校卒業まで医療費が無料になりました

先月の広報でお知らせしましたとおり、町では、これまで就学前の乳幼児を対象に医療費の助成を実施してきましたが、10月1日から中学校卒業まで拡充することになりました。

対象と思われる方には、申請に関するご案内を8月下旬にお送りしていますが、まだ手続きがお済みでない方は早めにご手続きをお願いします。また、対象であるが申請の案内が届いていないという方がおられましたら至急ご連絡ください。

▼対象者

町内に住所を有する小学校1年生から中学校3年生（平成11年4月2日～平成20年4

月1日生まれ）の児童

※生活保護・重度心身障害児・ひとり親家庭医療費助成制度を受けている方は、引き続きそれぞれの医療費助成制度で助成を受けられますので対象とはなりません。

■申請・問い合わせ

町民課

☎893-1117

吾北総合支所住民福祉課

☎867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎869-2112

お知らせ
毎年10月1日は「浄化槽の日」です

この「浄化槽の日」は、浄化槽の設置や管理方法などについて定めている浄化槽法が昭和60年10月1日に全面施行されたことを記念して制定されました。

合併処理浄化槽はトイレの水洗化で快適な生活が楽しめるだけでなく、きれいな水が川などの自然に帰し、美しく豊かな自然を守ります。

平成13年4月からは、単独処理浄化槽の新設が原則禁止され、地球にやさしい合併処理浄化槽の設置がすすんでいます。

浄化槽は下水道と同程度の汚水処理性能を持つものですが、正しい使い方と適正な維持管理がなされないと、本来の機能を十分に発揮することができません。

合併処理浄化槽の普及促進を図り、保守点検・清掃・法定検査をきちんと行って、高知県の美しい自然をみんなで守っていきましょう。

◇保守点検は定期的に行うことが義務付けられています。専門知識を持つ資格のある業者に委託することをお勧めします。

◇清掃は年1回以上の実施が義務付けられています。町長の許可を受けた業者に頼みましょう。

◇法定検査は、浄化槽の機能が十分発揮されているか確認する大変重要な検査です。年1回必ず指定検査機関で受けることが義務付けられています。

指定検査機関
高知県環境検査センター
☎860-2400

■問い合わせ

環境課

☎893-1160

お知らせ
農振農用地区域からの除外申請について

農振法に基づく農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内の土地を、農用地など以外の用途にする場合には、農用地区域から除外する手続きが必要で、

農用地区域からの除外には半年程度の期間を要します。除外手続き中は新たな除外手続きができないため、除外申請の受付が年2回（6月と11月）となっています。

農地を転用する計画がある方は、受付期間内（期限厳守）に申請してください。なお、申請書類に記入漏れ、又は不備などがある場合には、それらの修正を行うからでないかと受付することができませんので、事前に相談されますようお願いいたします。

▼受付期間及び時間

11月及び6月

8時30分～17時15分

（ただし、土、日、祝日を除く。）

■問い合わせ

産業経済課

☎893-1115

吾北総合支所産業課

☎867-2313

本川総合支所産業建設課

☎869-2115

お知らせ
動物駆逐用煙火（連続発射式）による事故の防止について

鳥獣などの動物駆逐に用いられる動物駆逐用煙火（連続発射式）の使用中に、持ち手付近が破裂し、指を負傷する火薬類の事故が発生しています。今後、同様の製品を使用する場合は、事故が起こらないように取扱説明書の使用方法を遵守するとともに、次の注意点を守って使用してください。

☞製品は直接手に持たず、杭などに固定して使用する。

☞やむを得ず手に持つて使用する場合は、専用の保護ホルダーを使用する。

■問い合わせ

産業経済課

☎893-1115

吾北総合支所産業課

☎867-2313

本川総合支所産業建設課

☎869-2115

